

総理施政方針演説・所信表明・大臣記者会見 質問主意書・国会質疑

－第168・169回国会における公文書館関連 平成20年3月分まで－

1. 総理施政方針演説

福田康夫内閣総理大臣施政方針演説

「公文書の保存に向けた体制を整備」

(第169回国会衆議院本会議・参議院本会議

平成20年1月18日(金))

(略)

年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。

行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。

(以下略)

(首相官邸 HP より抜粋)

2. 所信表明

1) 町村信孝内閣官房長官の所信表明

(衆議院内閣委員会 平成20年2月22日(金))

町村国務大臣 内閣官房及び内閣府の事務を担当する大臣として、所信の一端を申し述べます。

(略)

公文書管理については、国立公文書館制度の拡充を含め、行政文書の管理のあり方を基本から見直していく所存であります。

(以下略)

(衆議院会議録議事情報より抜粋)

2) 上川陽子公文書管理担当大臣所信表明

(参議院内閣委員会 平成20年3月18日(火))

国務大臣(上川陽子君) 少子化対策、男女共同参画を担当する内閣府特命担当大臣、公文書管理担当大臣として、所信の一端を申し述べます。

(略)

公文書管理については、去る2月29日に福田総理から公文書管理担当大臣を拜命いたしました。

政府の活動や歴史的事実の正確な記録は国民の貴重な共有財産であります。その記録を公文書として十全に管理、保存し、広く国民の利用に供することは国の重要な責務です。また、公文書は、民主主義の礎とし

て、国の意思決定に際して、過去から教訓を学び、さらに、現在はもちろん未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために不可欠な、過去、現在、未来をつなぐ重要な社会的基盤であります。

私は、こうした考え方の上立って、文書管理法及び歴史的公文書の保存体制の確立に全力で取り組んでまいります。

(以下略)

(参議院会議録情報より抜粋)

3. 上川内閣府特命担当大臣記者会見要旨

1) (平成20年2月29日(金) 9:20~9:32

於：合同庁舎4号館 6階605号室)

1. 発言要旨

(略)

本日、福田総理から公文書管理担当大臣を拜命をいたしました。その際、総理から私に対し、公文書の管理・保存体制を十全に整備することは内閣の重要政策であり、全力で取り組むようにとの御指示をいただきました。総理は公文書の管理をしっかり行い、政府の活動や歴史的事実に関する正確な記録を後世に伝えることは国の果たすべき重大な責務であるとの強いお考えをお持ちでございます。内閣といたしましても、最重要課題の一つとして鋭意取り組んでいかなければなりません。そうした総理の熱意にお応えすべく、私は公文書管理の在り方等に関する有識者会議を主催する大臣として具体的な施策の検討を行い、公文書の管理・保存体制の整備に全力を尽くしてまいります。

なお、本日10時15分に内閣官房公文書管理検討室の立ち上げを行います。公文書管理の在り方等に関する有識者会議の詳細は同検討室にお問い合わせいただきたいと思います。

この際、公文書管理担当大臣としての所信の一端を述べさせていただきます。

今回の公文書の管理・保存体制の整備は、総理御自身が長年情熱を持って取り組んでこられたテーマであ

りまして、福田内閣の最重要政策の一つでございます。今回、そうした重要課題の担当大臣に任命いただきましたことは、私にとりまして身に余る光栄でございます。御期待に添うべく全力を尽くしてまいる所存でございます。

政府の活動や、また、歴史的な事実の正確な記録は国民の貴重な共有財産であり、これを広く国民の皆様の利用に供することは民主主義の原点であります。また、国の重要な意思決定に際しましては、過去から教訓を学ぶ上で欠かせない「知恵の宝庫」でもあります。それだけに、こうした記録を十全に管理、保存し、これを国民に開示していくことは過去、現在、未来をつなぐ国の重大な責務と考えております。しかしながら、日本の歴史を振り返ると、今日に至るまで、ややもすれば、こうした記録の管理・保存作業は軽視されがちであり、その結果、過去の経験を十分活かさないまま失敗を重ねてきた面もございます。私はこうした反省を踏まえて、文書管理法制及び歴史的公文書の保存体制の確立に全力で取り組んでまいる所存でございます。そして、未来に生きる、未来に向かって生きるこれからの日本人が様々な困難に直面するたびに、常に立ち返ることのできる拠り所となるような公文書館をつくり上げること、そのような高い目標を目指し、志を持って、あらゆる英知と力を結集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(以下略)

2. 質疑応答

(問) 今ほどの有識者会議ですけれども、こちらの初会合の時期は来月のいつ頃をお考えでしょうか。また、その有識者会議で大臣としてどのような議論を期待されておりますでしょうか。

(答) 有識者会議につきましては、3月の初旬を目途に、できるだけ早い時期に第1回目の開催をしたいと考えております。今回、任命に基づきまして、この会議におきましては、新たな文書管理法制の在り方について、まさに有識者の皆様に御議論いただくということでございまして、例えば論点としましては、各行政機関において行政文書を適切に管理していく仕組み、ルールの在り方、また行政文書の管理に対する制度官庁の関与の在り方、また国立公文書館の確保、権限や役割等の在り方などが論点になるものと考えております。

(問) 有識者会議の立ち上げ自体というのは、これは本日になるんですか、それとも初会合のときに立ち上

げということなのでしょうか。

(答) 初会合のときの立ち上げになります。

(問) 人選に関しては、これはどのような判定を中心に、どのような方を選ばれたのでしょうか。

(答) 今回の公文書の管理の在り方については法律的な課題が大変多いということでございまして、この間、公文書のこの問題に対して、福田総理が官房長官時代に有識者会議に加わっていただいた皆様、あるいは現在でございます情報管理の法制等も含め、関連する法律の制定に多大なる御尽力をいただいた皆様等、現時点で様々な課題において取り組んでいただく最先端の専門家の皆様にメンバーとして構成されていると聞いております。

(問) 最終的には、公文書館として、法律の改正ということになると思うんですけれども、それは来年の通常国会には提出というような日取りでしょうか。

(答) 総理が国会答弁において、少なくとも来年の通常国会には間に合わせるようにということでございまして、3月のなるべく早い時期に第1回目を立ち上げ、また10月頃を目途にということで報告をしていきたいと思っておりますが、その間、中間報告もあわせて、なるべく早い時期に結論を出していきたいと思っております。

(問) 少なくとも、来年の通常国会とおっしゃいましたが、早まるということもあるということでしょうか。

(答) 総理の御答弁は、少なくとも通常国会に間に合うようにという、そういう御指示でございますので、この点を十分に踏まえて取り組んでいくことが肝要であると思っております。

(問) 10月頃をめどに報告というものは、10月目途に最終報告ということによろしいのでしょうか。

(答) 通常国会を目途にということでございまして、それに間に合うようにしていくぎりぎりの線だと思っております。

(以下略)

(内閣府 HP 大臣等記者会見要旨より抜粋)

2) (平成20年3月11日(火) 9:37~9:44

於: 合同庁舎4号館 6階605号室)

1. 発言要旨

おはようございます。

私から報告事項として3件ございますので、お伝えいたします。

明日12日水曜日午後6時から、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の初会合を開催いたします。当会議の詳細は、内閣官房公文書管理検討室にお問い

合わせいただきたいと思ひます。

この件に関連しまして、先ほどの閣僚懇談会におきまして、同会議の検討に際し閣僚各位の格段の御協力をお願いをいたしました。また、昨年12月の関係省庁連絡会議申合せに基づきまして、各府省において本年度内に行政文書の保存期間の見直しを行うこととなっておりますけれども、今後、有識者会議において議論を進める当分の間は、行政文書の廃棄を一旦中止していただくようお願いしたところでございます。

(略)

私からは以上3点でございます。

2. 質疑応答

(問) 公文書の「当分の間は」というのは、会議の結論が確か10月頃とおっしゃっていたと思ひますけれども、それまでの間ということでしょうか。

(答) 今も毎日のように、保存期間が来たものについては、一定の流れで移管ないし廃棄が進められているということではありますが、検討会が明日から発足しますので、その議論の中で、今動いている部分についてどうするかということは、まず検討していただきたいと思ひております。膨大な文書になりますので、ある程度早めに結論が出る方向で、対応については早く方針が出るように、今後お願いしていきたくと思ひております。

(問) 前回の会見で、有識者会議の中間報告等を出すことも考えていらっしゃると思ひますけれども、中間報告を出すめどというのは、いくらの時期を考えていらっしゃると思ひますか。

(答) 会議における議論の進め方等につきましては、明日、有識者会議の中で御議論いただいた上で、方針を固めていきたくと思ひておりますので、私からは前回申し上げたように、一つずつ結論を出していくような形で、ステップ・バイ・ステップで議論を積み上げていきたくと思ひております。いずれにせよそのことも含めまして、有識者会議の中でしっかりと方針を出していただきたいと思ひております。いつまでとかというようなことについては、申し上げる段階ではありませんので、明日以降ということに詰めてまいりたいと思ひております。

(問) 明日の会議は総理も御出席になるのでしょうか。

(答) 総理は出席予定はございません。

(問) 今日はこの件については、何か総理はおっしゃっていましたか。

(答) 総理としては、この問題についての非常に深い御理解と強い意志があたりだということが伺われるよ

うな御発言がございました。なるべく早く結論を出していただきたいという御指摘がございました。

(以上)

(内閣府 HP 大臣等記者会見要旨より抜粋)

4. 質問主意書

1) 平成19年11月12日提出質問第206号

政府の記録管理に関する質問主意書

提出者 近藤昭一

政府の記録管理に関する質問主意書

年金記録の紛失や自衛艦航泊日誌の廃棄、C型肝炎感染者リストの放置が明らかになるなど政府の記録管理には目に余るものがある。行政記録は行政省庁が法律に基づいて間違いなく仕事を進めていることを国民に説明する重要な役割を持っている。政府が作成する行政記録は国民の共有財産であり、行政省庁が恣意的に処分していいものではない。国民に説明責任を果たすために、政府の記録管理は記録の作成から保管、公開、廃棄、移管、保存、利用に到る文書サイクルが一元管理されていなくてはならないと考える。

福田内閣は、記録管理についていかなる認識を持っているか以下質問する。

- 1 福田総理は一連の記録管理に係わる不祥事に対してどのように認識しているか。
- 2 福田総理は2005年に「公文書館制度強化推進議員懇談会」を発足させ、「恣意的に行っている資料の管理や保存をきちんと法律で決めて義務化する」(毎日新聞 5月22日付)としていたが、これを内閣の方針とする考えはあるか。考えがあるとすればどのように進めるのか明らかにされたい。
- 3 米国では連邦記録法等に基づいて国立公文書記録管理局が連邦各省庁の組織、政策、活動の記録管理を監督、支援する役割を担っている。日本の場合、国立公文書館はあっても独立した記録管理庁というものはない。福田内閣は行政省庁の記録管理を指導監督する法律に基づく独立した組織を設置する必要性についてどのように認識しているのか明らかにされたい。
- 4 小泉内閣は2004年の施政方針演説で、「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります」との方針を明らかにしている。福田内閣はこの方針を踏襲する考えはあるか明らかにされたい。考えがあるとすれば、具体的にどのように進めるのかも明らかにされたい。

- 5 福田総理は先の参議院予算委員会（2007年10月16日）での質問に答えて、他国に比べて日本の国立公文書館は「誠にお粗末というか、わびしい状態である」と答弁している。福田内閣は日本の国立公文書館のあり方と充実させる方策をどのように考えているのか明らかにされたい。
- 6 国立公文書館は2005年に国際水準を念頭に置いた中期目標を設定し、06年には半現用文書の中間書庫での集中管理や電子記録の管理のあり方などを検討している。政府記録の紛失が明らかになった今日、記録が分散、散逸しないよう、半現用文書は早急に中間書庫で管理を行う必要があると考えるがどのように対応するのか明らかにされたい。
- 7 福田総理は先の衆議院本会議（2007年10月3日）での質問に答えて、「歴史資料などにつきましては、今後、その収集、保存に力を入れていかなければいけない」と答弁している。防衛省は戦争指導の観点から各国に保存されている大戦時の資料を収集しているが、各省庁が保存している大戦時の多くの資料は公開されずに眠ったままになっている。既に大戦時から60年以上経過している今日、各省庁が保存している戦時中の資料を調査し、国立公文書館等に移管を促進し、アジア歴史資料センターで公開することが望ましいと考えるがどのように対応するのか明らかにされたい。
- 右質問する。

平成19年11月20日受領
 答弁第206号
 内閣衆質168第206号
 平成19年11月20日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 町村信孝

衆議院議長 河野洋平 殿
 衆議院議員近藤昭一君提出政府の記録管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員近藤昭一君提出政府の記録管理に関する質問に対する答弁書
 1 について

お尋ねについては、政府として、行政に対する国民の信頼を損ねたことは遺憾であると認識している。なお、行政機関が保有する行政文書の管理については、行政を適切に遂行するとともに、情報公開を通じて国民に対する説明責任を果たすという観点から、より一

層適切に実施していくことが必要であると考えている。2から6までについて

政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えることは、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たす観点から極めて重要であると認識している。

政府としては、文書管理に関する制度が一層適切に運用されるよう努めることはもとより、行政文書や歴史資料として重要な公文書等の管理の一層の充実のための法制度の在り方も含め、今後の文書管理等の在り方について検討してまいりたい。また、今後、各府省庁の文書管理について、現状を評価するとともに、公文書等の現用段階から将来、独立行政法人国立公文書館（以下「公文書館」という。）に移管することがふさわしいものを評価・選別する仕組みとしての「中間書庫システム」の試行等を進めていくこととしている。

さらに、公文書館については、体制等を充実することが必要であると認識しており、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等も踏まえ、その方策についても検討してまいりたい。

7 について

お尋ねの戦時中の歴史資料として重要な公文書等については、先の大戦が終了した昭和20年までに作成又は取得し、各府省庁が保有している行政文書を、保存期間満了時に、公文書館等へ移管することとしており、今後とも、その移管を進めてまいりたい。

また、公文書館等で保存している戦前・戦中のアジア歴史資料については、アジア歴史資料センター等において、インターネットを通じ、順次提供してきており、今後ともその充実に努めてまいりたい。

（衆議院質問答弁より掲載）

2) 平成20年1月30日提出 質問第37号
 行政文書管理に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

行政文書管理に関する質問主意書

本年1月18日、衆議院本会議における施政方針演説で、福田康夫内閣総理大臣は「行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します」との発言をしているが、以下、政府に対して質問をする。

- 1 「法制化を検討する」としているが、現時点で予定されている法制化への検討日程を教示願いたい。
- 2 「法制化の検討」をする所管部署と、どのような組織体制で行う予定かを教示願いたい。

- 3 「公文書の保存に向けた体制整備」としているが、現時点で予定されている体制整備に向けた日程を教示願いたい。
- 4 1から3までの質問に対して、現時点で未定のものがある場合は、いつの時点で日程や体制を決める予定であるのかを教示願いたい。
- 5 「国立公文書館制度の拡充」としているが、現時点で、どのような拡充方針を持っているのかを教示願いたい。
右質問する。

平成20年2月8日受領

答弁第37号

内閣衆質169第37号

平成20年2月8日

内閣総理大臣 福田康夫

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出行政文書管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出行政文書管理に関する質問に対する答弁書

1から5までについて

御指摘の「法制化の検討」等については、昨年12月、新たな法制度の在り方も含め、今後の文書管理等の在り方について検討するため「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議」を設けるとともに、現在、内閣官房と連携しつつ内閣府及び総務省において所要の検討を進めているところである。また、今春にも文書管理や公文書館制度等に識見を有する者からなる会議を開催し、専門的な観点から、文書管理等の法制化に向けた検討や国立公文書館制度の拡充方針についての検討を行うこととしている。

(衆議院質問答弁より掲載)

3) 平成20年3月14日提出 質問第180号

上川陽子公文書管理担当大臣の本年3月11日

閣僚懇談会における発言に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

上川陽子公文書管理担当大臣の本年3月11日閣僚懇談会における発言に関する質問主意書

内閣官房公文書管理検討室の配布資料によれば、上川陽子公文書管理担当大臣が本年3月11日の閣僚懇談会において、公文書管理の在り方等に関する有識者会議を設置したことを踏まえ、「当分の間は、保有する行

政文書の廃棄をいったん中止していただきますようお願いいたします。なお、現在の業務に差し障りが生じるような場合には、所要の対処方を検討の上、追ってご連絡したいと思います。」との発言をしている。その発言に関して、以下、政府に対して質問する。

1 「当分の間は」とあるが、具体的にいつからいつまでのことを指すのか、ご教示願いたい。

2 各府省に対し、「保有する行政文書廃棄の中止」をお願いしているが、このお願いを担保するため、具体的にどのような方を講ずるのか、ご教示願いたい。

3 「現在の業務に差し障りが生じるような場合には」とあるが、具体的にどのようなことを指すのか、ご教示願いたい。

右質問する。

平成20年3月25日受領

答弁第180号

内閣衆質169第180号

平成20年3月25日

内閣総理大臣 福田康夫

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出上川陽子公文書管理担当大臣の本年3月11日閣僚懇談会における発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1及び2について

文書管理法の在り方については、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」において検討を行っているが、御指摘の発言は、行政文書について、いったん廃棄を中止することが必要であるとの認識に立ち、各府省において適切に対処されるよう、その趣旨を徹底するため行ったものである。お尋ねについては、同会議における検討状況等を踏まえ、検討してまいりたい。

3について

各府省において生じ得る業務への支障の状況については、今後把握することとしている。

(衆議院質問答弁より掲載)

5. 国会質疑

1) 渡辺行政改革担当大臣に対する

松村龍二議員の質疑

(参議院内閣委員会 平成19年10月25日)

松村龍二君 自由民主党の松村龍二でございます。よろしく申し上げます。

(略)

まず、行政改革についてお尋ねするわけですが、このたび独立行政法人については政府が公文書館を含む101の独法の整理合理化計画を年末に策定する方針である、首相は民営化や統廃合を念頭に独法の抜本的な見直しを指示していると、こういうふうに向うわけですが、先般、19日の講演で渡辺大臣は国立公文書館につきまして、本来は国が直接行うべき事業だとして独立行政法人から国の機関に戻すことも取れる発言をしておられますが、その方向で整理合理化計画が策定されるのか、お伺いします。

この点については、19日に国立公文書館を視察した福田総理が、何から何まで民間にというわけにはいかなないと述べたと報じられておまして、総理自身も国立公文書館を国の行政機関に戻すことに前向きと考えられるわけですが、そのような指示が出ているのでしょうか。

渡辺大臣、この行政改革全般についてお話しされると、とうとうと、こうとどめを知らないんじゃないかと思われまので、私は今日は国立公文書館、先ほども山根先生の質問の中で日本国の情報機関といった質問もあったわけですが、国立公文書館が今このようなことになっているということはどういう意味を持っているのか、お伺いしたいと思います。

国務大臣（渡辺喜美君）松村先生が御指摘になりました私の講演では、断定的に申し上げたわけではございません。ブレイクストームングとしてそういう意見もあるということをお話をしたつもりでございます。

御案内のように、101独法の聖域なき見直しをやっておりますのは福田内閣においても同じでございます。

その中で、公文書館につきましては、国家と社会の歩みを記録する貴重な歴史資料であり、これは国民が共有すべき財産であると認識をいたしております。国立公文書館が担っている公文書の管理、保存は、現在及び将来の国民への説明責任を果たす観点からも非常に重要であると考えております。このような重要性を踏まえつつ、聖域なき見直しの中での合理化計画の策定を行ってまいります。国立公文書館については、その機能が適切に発揮されるための体制の在り方などについて検討を進めている最中でございますが、結論が出たわけではございません。

松村龍二君 中国の司馬遷が史記というものをまとめた。国のその現在の政権にかかわりなく、しっかりした歴史書を作るということについて中国はそういう伝統を持っておると。アメリカ等の公文書館も、今

いろいろ不都合な数字等が出てまいったりもしますが、これも客観的に史料を整えるということの重要性を示しているかと思えます。

日本においては、従来、紙、木造の建物であるというようなこと、あるいは日本の戦後の歴史においても外交文書等が必ずしもしっかりと保存されているかどうかということも指摘されるわけですが、そういう意味において、この公文書館の問題につきましてはそういう観点から見ていただきたいと思います。

(以下 略)

(参議院会議録情報より抜粋)

2) 福田内閣総理大臣に対する

西田実仁議員の質疑

(参議院本会議 平成19年11月28日 (水))

西田実仁君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました法案に関しまして、総理並びに関係大臣に対して質問をいたします。

(略)

また、行政文書全般の管理においても、現用段階も含めた文書管理への内閣総理大臣の関与を盛り込む文書管理法の制定や、欧米、アジアに大きく離れている公文書館の人材確保、中でも公文書を選別する能力を有するいわゆるアーキビストの育成が喫緊の課題であります。総理の御見解をお伺いいたします。

(略)

内閣総理大臣（福田康夫君）西田議員にお答えを申し上げます。

(略)

次に、行政文書の管理等についてのお尋ねがございました。

政府としては、文書管理に関する制度は、一層適切に運用されるよう努めることはもとより、行政文書や歴史的公文書等の管理の一層の充実のために、法制度の在り方も含め、その方策について検討を進めております。

また、我が国の国立公文書館の体制は御指摘のように国際的に見て立ち遅れていると言わざるを得ない状況にあります。歴史的公文書等の評価、選別等を行ういわゆるアーキビストの育成を始めとする人材確保を含め、国立公文書館の体制等の充実の方策についても検討を進めております。

(以下略)

(参議院会議録情報より抜粋)

3) 福田内閣総理大臣に対する

藤本祐司議員の質疑

(参議院決算委員会 平成19年12月10日(月))

藤本祐司君 おはようございます。民主党・新緑風会・日本の藤本祐司でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

(略)

まず福田総理にお聞きしたいんですが、その中の公文書ですね。福田総理は官房長官時代に、この公文書に関して大変関心があって、今の日本の公文書館とか公文書の保管、保存、こういったところに対して懸念を示されている、そして有識者懇談会を設置しているということでございます。

文書管理法が整備されていないとか、あるいは公文書館のいわゆる職員の定員が、日本が42名、アメリカが2500名と、そんなような差が出てきている。もちろん、カウントの仕方が若干違いますので、そのまま比較はできないかもしれませんが、イギリスでも450名、フランスでは440名、中国では560名、韓国は130名という、こういう公文書館、公文書の取扱いの考え方というのは大分違う、あるいは中間書庫システムも整備されていると、海外では。

この辺り、多分危機感もあろうかと思しますので、福田総理にその公文書、このいわゆる記録ですよ、この記録の考え方についてお聞きしたいと思います。

福田内閣総理大臣 民主主義というのは、やっぱり国民一人一人が正確な判断をするということであるからには事実が明確でなければいけないというように思います。ですから、そういう事実をやはり国民にできるだけ明らかにしていくということは民主主義の原点だというように思います。そうすると、そういう記録とか事実とかいうものをどうやって公表し、そしてまたそれを残していくかということも、これも国として基本的な仕事ではなかるうかというふうに思っております。

そして、今委員御指摘のその公文書の重要性といったような観点からしますと、そういう記録、国が何をしたかといったような記録が、これはその国の歴史を形作るものでもあるというように思いますので、これは、そういう記録する文書がないということは歴史そのものが、またその存在が疑われる、若しくはその信憑性が疑われるというようなこと、後世になってそういうことが起こる可能性があるわけですから、やはりきちんとそういう文書というものは残していかなければいけないと思います。

一つの法律を取り上げましても、その法律がどのような過程を経て成立したかといったような一つの法律のその成立過程というものも残していかないと、何十年たって、あの法律は何のために作ったのかと、どういう趣旨でもって作ったのかといったようなことも分からなくなってしまうというようなことであってはいけないだろうというように思いますので、こういう公文書というのは大事な記録文書であるというように思います。

ですから、当然しっかりと国でもってこれを保管すると、そして必要に応じて国民に開示することが国の義務であるというように思っておりますので、このことは大変大事に思っております。

(以下略)

(参議院会議録情報より抜粋)

4) 福田内閣総理大臣に対する

逢坂誠二議員の質疑

(衆議院総務委員会 平成20年2月22日(金))

逢坂委員 民主党の逢坂誠二でございます。総理、きょうはよろしくお願いいいたします。

(略)

文書管理と情報公開についてお伺いしたいんです。

総理、この問題で、さまざまな簿冊がなくなったとか書類を紛失したとかいって随分御苦労されているわけですが、私は適切な情報提供というのがなければ民主主義は健全に機能しないと思っております。日本の民主主義は、確かに基本的には制度としては間接民主主義ではありますけれども、やはり、国民の皆さんの世論というものがどう形成されるかということは非常に重要です。

健全な世論を形成するためには、きちんとした情報提供がなければこれは全くだめなわけですね。例えば、ここに私がペーパーを持っていて、総理にこのペーパーに書いてあることに賛同くださいますかと言ったとしても、このペーパーの中身が見えなければ、賛同するもしないも何も言えないわけですよ。だから、そもそも情報提供がなければ民主主義は機能しないんだという点について、総理、どうお考えでしょうか。

福田内閣総理大臣 おっしゃるとおりでございます。

やはり、民主主義というのは、国民一人一人がいかにか正確な情報に接することができるかによって正確な判断ができるわけですよ。ですから、そのために、国がやはり国民に正確な情報を提供するという義務があるんですね。そうしないとやはり民主化というのは進

んでいかないと思います。

残念ながら、我が国の場合には、役所の中でもいつの間にか資料がなくなっちゃうというようなことがある。最近もいろいろと問題になりましたね。そういうふうなことがないように、やはり公文書をしっかりと保存する、記録として残しておく。そういう書類がたくさんあって、これが日本の記録なんです。日本というのは何かといったときに、そういう記録が日本の歴史を構成するんですよ。そういう意識を持って、この分野のことについてもっと皆さんの関心を高めていかなければいけないと思っております。

逢坂委員 総理のそういう意気込みは、私はまさに民主主義の基盤を支えていく重要なことだと思うんですね。そして、しかも、こういう分野というのは、どちらかといえば選挙で余り支持されないというか、業界団体がいるわけでもなく、国民が、それをやったからといって頑張れよと言ってくれるわけでもなく、まさにそういう意味では基礎的な土台の部分だと思うんですね。しかし、この土台の部分がしっかりしなければ、実は健全な民主主義にはならないということだと思います。

そこで、我が国は情報公開法があって、その施行令の16条に、例えば、国の各府省は、文書の管理に関する規定、ガイドラインを制定することになっている。各府省は制定をしているようなんです、総理。ところが、きのう事務方に聞いたら、各府省は制定しているけれども、その実施状況とか、そのガイドラインどおり、規定どおりちゃんと文書が管理されているかというのは必ずしもチェックしていないと言うんですね。これはいかにも残念なことですね。

それから、お手元に資料を用意しましたが、順番が変わって大変恐縮ですが、資料の三枚目をごらんいただきたいと思います。これは、諸外国における公文書館の制度の現況ですね。

諸外国における公文書館の制度の状況なんです、日本には国立公文書館というのがありますが、職員が42名、書架の延長が49キロです。アメリカは、職員が2500人で、書架の延長が930キロであります。ほかは後で見ただけならばよろしいと思うんですが、諸外国の公文書の管理に関する姿勢とは、日本は全く違っているわけですね。

こうした中で、総理は先般の1月18日、施政方針の中で、行政文書の管理のあり方を基本から見直すというような発言をされて、公文書の保存に向けた体制を整備するんだという発言をされているわけですが、私

はこれはもう本当に大きく評価をしたい。与党である、野党であるなどという枠を超えて、民主主義の基礎をつくる意味で、ぜひこれは総理に頑張ってもらいたい。私、実は国会議員になった大きな理由の一つはここなんです。これを何としてでもなし遂げなければ、日本の民主主義が深化しないというふうに思っているわけですね。

総理、これに対するちょっと総理の思い入れをぜひお話しいただきたいんです。

福田内閣総理大臣 全く御指摘のとおりでございます。日本の公文書館制度というのは大変おくれていっているように思っております。そしてまた、公文書館に何を、どういう記録を入れるのかといったようなことについての、こういう検討も政府の中でなされていなかったということでございますので、おくれればせめてでございますけれども、公文書をどうするかということについて、法制化を目指して今検討作業を進めているところでございます。

いずれその法案をお示しするときに来ると思いますけれども、なるべく急いでやりたいと思います。

(以下略)

(衆議院会議録議事情報より抜粋)

5) 福田内閣総理大臣に対する

小宮山泰子議員の質疑

(衆議院国土交通委員会 平成20年2月22日(金))

小宮山(泰)委員 民主党の小宮山泰子でございます。

(略)

契約書は5年間の保存期間というもので、なくなっている場合がよくあります。これに関しましては、国土交通省に限らず、本日総理もいらっしゃいます、いろいろ各委員会で、厚生労働であったり、テロ特であったり。やはり契約書がないので、なぜそういった本来の契約があって、どこに責任があるのかが調べられないといった委員の発言も現実にはありました。

福田総理におかれましては、官房長官のときに、契約書や文書の関係に関しては非常に熱心に対応されたというふうにも伺っております。やはり、本来、計画書というものがあって、後ほどの協定書とかそういったもので、更新のときには修正したものが載りますけれども、最初のときに、無駄というか、後での追加費用が増大することを予見させられるようなものがあったのかどうか、検証することすらできなくなってしまっている現実もあります。すべてとは言いません。

また、先般、国土交通省の方から、百億円以上の現在工事中の一覧というものをちょうだいいたしました。その中は、大体572件の、百億円以上もの工事が現在進行形で行われているわけですが、こういったものの中にも、平成や昭和のころから、また終了期間が平成の30年を越し40年を越すという、長期にわたる事業計画のものもあります。

そうなっていると、工事が行われている真っ最中でも、最初にどういった契約で行われたか、最初の道路の見積もりというか、そういったものを検証する、本当にどこまで必要だったのかというのを明確にする、そのシステムを見るための仕組みというものが失われてしまうおそれがあると思います。

ぜひこの点で、総理、これは政治決断だとは思いますが、工事中のもの、契約書はやはり残していくべきなのではないでしょうか。そういった点に関して、ぜひ御意見を伺いたいと思います。

福田内閣総理大臣 国土交通省の契約書は、国土交通省の文書管理規則で、竣工後5年間保存するものとなっているようです。

これは、その5年間というのが適切かどうかということについて、昨年の12月の関係省庁連絡会議で検討して、国土交通省においては、必要に応じて保存期間を延長するとかいったような検討をするということになっております。

それと別に、私、施政方針演説でも申し上げたんですけども、行政文書の管理のあり方、これは基本から見直して、そして法制化をすることを検討しようということで、今その検討会議が開催されて、どのような文書をどれだけの期間保存するかといったようなことについてきちんとした法律にしようということで、作業を進めておるところでございます。

小宮山（泰）委員 ぜひこれは早急に進めていただきたいと思います。きょうでも5年の期間を越していくというものがたくさんありますので、その点に関してはいつぐらいまでに検討されるのか、それも聞かせただけですが、結論を出されるのは。

福田内閣総理大臣 今、検討の各省庁の会議をいたしておりますけれども、そうですね、何月までかかるか、なるべく急いでやりたいと思います。

小宮山（泰）委員 急いでというのは、どのぐらいでしょうか。最近では暫定税率と恒久的減税の、日本語としては、的というんでしょうか、日本語的には何か逆転をしているところもありますので、急いでというのはどのくらいのことをおっしゃるんでしょうか。

福田内閣総理大臣 これは、どれだけの文書を残すか、いろいろな文書がありますので、その一つ一つについてその残存期間を決めていくといったようなこともあります。そしてその膨大な量の書類をどこに置いておくのかといったようなこともあります。したがって、この国会ではちょっと間に合わないかもしれぬ、その後なるべく早くということで、遅くとも次期の通常国会までには間に合わせるようにしたいと思います。

小宮山（泰）委員 急ぐというのは、結構ゆっくりなのかなという印象もあります。

総理、ぜひお考えいただきたいんですけども、工事に関しては、記録が失われる、特にこうやって10年間のものを出されているということになれば、これから10年の間かもしれないませんが、これから3年後ぐらいに計画が実行されたとしても、10年後に次の法改正、政府から出しているものですから、といったときには、これは保存期間が終わってしまえば元も子もありません。ぜひ、工事中のもの、現在工事が続いているようなものは、早急にこれを保存するというような、そういった区分けもあると思いますが、その点はいかがですか。お二方、どうぞ。

福田内閣総理大臣 国土交通省の建築中のもの、これは大臣にお聞きいただきたいと思いますが.....。大臣から聞いてください。

冬柴国務大臣 工事中のものは残しておきます。それで、それが竣工いたしますと、瑕疵担保責任の問題もありますから、竣工、引き渡しを受けてから5年間でございますので、10年間工事がかかっておれば、当初の契約書はずっと、竣工が10年目であれば、それから5年間保存してありますので、15年間保存してあります。

小宮山（泰）委員 大臣の答弁は国土交通省の場合ということでよろしいですか。

これは、当然ほかの省庁もされていらっしゃる、一番最高責任者でもありますので、総理、その点にしましては、同じように、ほかの省庁に関しての建設のものもお願いいたします。

福田内閣総理大臣 物によるわけでありまして、それは永久保存もありますよ。日本の歴史を伝えるものであるといったような、そういう文書もあるんです。例えば憲法の発布の.....（小宮山（泰）委員「建設のもので」と呼ぶ）建設、各省庁の建設、これは国土交通省が所管しているんですよ、そのことは。

小宮山（泰）委員 ぜひ、総理にも、国土交通省は引き渡しをしてから5年間ということのスキームを持たれるということですので、これはぜひ、総理、リーダーシップを発揮いたしまして、全省庁に、建設中のものに関しては早急に文書の、契約書の保存というものをさせていただきたいと思います。

これは厚生労働省の管轄のものも入っているんですか。

冬柴国務大臣 私の方は、営繕として請け負ったものは私の方の所管ですけれども、そうじゃないものについては、各省は、それはいろいろなものがあると思います。（小宮山（泰）委員「ほかの省庁はほかの省庁ですよ」と呼ぶ）

竹本委員長 拳手をして発言してください。

小宮山（泰）委員 この問題でいつまでもやるつもりはないので。

ぜひこの点は、ほかの省庁にも広げて、やはりきちんと、最初どういった計画だったのか、それが肥大をしていくということもよくあることでもありますので、この点をしていただくことは、総理におかれましては、リーダーシップをとってぜひやっていただくことをお願いいたします。

（以下略）

（衆議院会議録議事情報より抜粋）

6) 福田内閣総理大臣及び上川公文書管理担当大臣に対する林芳正議員の質疑

（参議院予算委員会 平成20年3月13日（木））

林芳正君 自民党の林芳正でございます。

（略）

それでは、最後になりましたけれども、これも地味と言う方もいらっしゃるかもしれませんが大変大事な話でございまして、総理が総理になられる前から取り組んでこられたということを私も承知しておりますが、公文書管理の問題であります。日本書紀、古事記の時代からいろんなものをきちっと保管しておくということはいろんな意味で大事なことであります。ちなみに、古事記は古事記伝を本居宣長が書くまでずっとほうっておかれたと、こういうことでありますが、やはり政府の文書をきちっと保管をして、何かあったときはきちっと外から言われても中から言われても対応ができるようにしておく、大変大事なことだと思います。上川大臣がこの担当大臣に任命をされたとお伺いしておりますが、上川大臣の公文書管理担当大臣としての所信をお伺いしたいと思います。

国務大臣（上川陽子君） 去る2月の29日に、福田総理から公文書管理の担当大臣を拝命をいたしました。その際、総理からは、公文書の管理、保存をしっかりと整備をするということは内閣としての重要施策でございますし、その意味で全力で取り組むようにという御指示をいただきました。政府の活動や、また歴史的な事実を正確に記録をする、その記録は私は国民にとって大変貴重な共有財産であるというふうに思っております。そして、その記録を公文書として管理、保存をすることは大変大事なことでございますし、また、それを広く国民の皆様にご覧いただくということは国の責務であるというふうに思っております。重要な政府の意思決定に際しても、この公文書をひもとき過去から学ぶという謙虚な姿勢で意思決定をしていくことは大切でございますし、また、現在生きている国民の皆さんはもちろんのことでございますが、未来に生きる国民の皆さんに対して様々な意思決定にどう取り組んできたのか等についての記録をしっかりと持たせていただくということは、説明責任を将来に向けても果たすという意味で大変大事なことでありたいというふうに思っております。その意味では、ある意味で民主主義の礎としての公文書の役割はこれからますます重要になると思いますし、同時に、過去とそして現在、未来をつなぐ極めて大切な社会的基盤、インフラではないかというふうにも思っているところでございます。海外を見ますと、それぞれの国の特徴を生かしながら公文書が今に息づいている国がたくさんございまして、また最近で見ましても、電子化やまたグローバル化が進みましてデジタルアーカイブス化の動きを急速に進めている国々がございまして、また、地方を見ますと、林先生の御地元であります山口県やまた下関市は、地方公共団体の中でも先駆けて公文書の整備に取り組んだ地方自治体の一つでございまして、そして最近では、特に平成の大合併の機運を受けまして、それぞれの自治体が過去をしっかりと残し、また新しい自治体として再出発をするためにそのよりどころとなるものをつくり出そうと、こういう機運も高まっているところでございます。そういう意味では、そうした海外の、あるいは地方の方との連携もしっかり取りながら進めていくことが大切ではないかというふうに思っているところでございます。私は、こうした考え方にとりまして、公文書管理法及び歴史的な公文書の保存体制の確立に全力で取り組んでまいりたいと思っております。昨日、公文書管理の在り方等に関します有識者会議の初会合が開かれまして、有識者の皆様か

ら数々の貴重な御意見を賜ることができました。昨日が第一回目ということで出発点でございますが、今後、結論の取りまとめに向けまして精力的に頑張ってもらいたいというふうに思っております。

林芳正君 ありがとうございます。私も山口県や下関がそんなに進んでいるとは知らなかったので、大臣、教えていただいてありがとうございます。まさに今、上川大臣が民主主義の礎と、こういうふうにおっしゃいましたけれども、その礎石を、最初の石を置かれたのは私は福田総理御自身だろうと、こういうふうに思っております。そこで、最後に、福田総理にこの公文書管理について、また全般について御所見、御決意をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

内閣総理大臣（福田康夫君）公文書、要するに政府が作った文書、これ様々なものがあるわけですが、例えば法律を一つ作るというときには法律の生成過程、記録があるわけですね。何のためにこの法律作ったのか、どういうところが問題になったのかというようなことが記録として残されているというのは、法律というのはいったん作りますと50年やそこらずっと続くわけですから、もっと長いものもありますけどね、そういう性質のものですから、さかのぼってその法律の生成の事情、理由等を調べなければいけないという、法律作成の趣旨、それを知りたいという、知らなければいけないというときもあるんだろうというふうに思いますよ。憲法なんかまさにそういうふうなことでいろんな議論があるわけでありまして、でも、ですから、そういう法律を作る過程、若しくは法律を作るうとしたときからの法律を作成するまでの間の準備期間とかいったようなものも含めてこれは貴重な、私はなければならぬ記録であるというふうに思っています。そういうものがきちんと残るような国であってほしいと、それはまさに今、上川大臣が言われたように、後世に残す我々の責任であるということでありまして。そんな大きなことを言わなくても、今、時々記録がなくておかしいじゃないか、記録が紛失しちゃった、処分しちゃったみたいな話も、（発言する者あり）そうですよ、年金もそうですよ。国によっちゃ年金記録をきれいに残しているところもあると思いますよ。そういうような政府に対する疑念を生じさせるようなことであってはやはり良くないのではないかと、国民には真実を知らせると、こういう義務があるんだと思いますね、我々にはね。そういう観点からも記録をきちんと整理し残して、そしていつでもそれが国民の目に触れることができるように、これは外交文書とかそ

ういうものは除きまして、機密文書は除きまして、そういうものが目にするような、これは文書の存在とそれからそれを見てもらえるような施設が必要だというのが私の考えでございます、この重要性というものを考えましてこの問題に取り組んでまいったという経緯でございます。今申し上げましたような必要性というものを感しまして上川大臣に検討していただいている。法制化しようと、政府に、各役所において扱う書類をどういう範囲で、どの部分を保存するか各役所でもって決めております。5年保存、10年保存とかいうようなことを決めておりますけれども、それをもう少し全省庁統一的な観点から、もちろん各省庁の案件の内容によりましてその長さとかそういうものはありますけれども、そういうものを統一して、そしてそれを一か所に集められるような、そういうことに、制度にしていきたいというのがねらいでございます、なるべく早くこの法制化を実現しなければいけない、来年の通常国会には成立するようにさせたいということ、鋭意今検討していただいております。

林芳正君 ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

（参議院会議録情報より抜粋）

7) 上川公文書管理担当大臣に対する

大畠章宏議員の質疑

（衆議院内閣委員会 平成20年3月21日（金））

大畠委員 民主党の大畠章宏でございます。

（略）

公文書館についてお伺いしたいと思います。

上川大臣にこの件についてお伺いしますが、福田総理が、これをしっかりやるんだということで、これは上意下達という、いい意味でのリーダーシップをとってやっておられると思うんですが、実は、この公文書館法というのは私の中学と高等学校の校長先生がつくったんです、岩上二郎先生という参議院議員なんです。

事の起こりを見ますと、岩上先生は、校長先生をやると同時に茨城県の知事もされていたんですね。それで、知事時代でも、かなり重要な文書がどんどん破棄され、また公文書なども保管期間が過ぎると廃棄されるという状況を見て、これでよいのだろうかと思った、もう少し文書保管についてきちとした法制定というものを考えなければいけないのではないかという思いを持ったということで、参議院議員になってから一生懸命公文書の保管についてやったんだけど、自民

党のメンバーも冷たいし、特に参議院ですから、参議院でもなかなか相手にされない、衆議院の方でもなかなか相手にされない。

そして、委員会で質問をしていたところ、当時の中曽根総理が、君のあの考えはいいじゃないか、やりなさいというふうに言われて、後藤田さんもその当時官房長官をされておりましたが、茨城の水高という学校の先輩なものですから、おれも応援するよということで、元気を出して議員立法を始めたということが事の起りなんです。

最初のころは、官庁はみんな反対です。基本的に、そんな文書なんかは使い終わったら捨てちゃえばいいんだと、残すといろいろ問題が出てきますから。どうもそういう感じなんです。

この公文書館というのはすばらしいことで、法律は何とかできたんですが、これは第一歩ということで、それからびたっととまってしまって、ほとんど活用されていない。警察庁なんかでも、あれは保管しなさいと指示すると、どういうことか知らぬけれども一生懸命破棄してみたり、そういうことが過去にありました。

一体この公文書というのはだれのものなのか、まずお伺いしたいんです。要するに、官庁のものなのか、国民のものなのか、ちょっと御存念をお伺いしたいと思います。

上川国務大臣 御質問をいただきました、公文書はだれのものなのかということについて答える前に、2月の29日に総理から公文書の管理担当ということで大臣を拝命いたしまして、この内閣の委員会では、その前だったものですから、所信を述べる機会がございませんでしたので、あわせて、そうした思いも……（大島委員「あと4分しかないのでごめんなさい、思いはまた聞きますから」と呼ぶ）わかりました。

公文書につきましては、私は国民共有の財産であるというふうに思っております。特に民主主義そのものの礎というふうに考えておりました、それぞれの行政の政策立案や意思決定の中で、この公文書の存在というのは、絶えず謙虚にひもときながら、そして政策に生かしていくべきものであるというふうに思っております。

総理からのことでございますが、思いとして、公文書につきましてはの管理保存体制を十全に整備していくということが内閣の最大の重要政策の一つであるという御指示をいただきましたし、全力で取り組むようにということでの仰せがございました。総理の思いというのを形にしていくということで、大変大きな責任が

あるものというふうに思っております。そういう意味で、全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

大島委員 時間がなくて申しわけないですね。また改めていろいろな思いはお伺いするとして、実は、公文書館法ができてもうかれこれ20年たっています、62年の12月に始まっていますから。20年たつんですが、どうもうまくいっていない。国の方は、こういう立派なパンフレットもつくって、国立公文書館というのが動いているんですが、自治体の方が、ほとんど予算がなくて、どうもうまくいっていない。岩上先生も、その当時、予算づけの法律案というのはなかなか通らないので、努力義務の法律案にしてしまったんですね。でも、これはワンステップだ、非常に大きな一歩だということでみんな喜んでいたんですが、それからなかなか進んでいないんですけれども、自治体の公文書保管の現状については、どういうふうにして調査して、そしてそれを保管していかれようとしているのか、お伺いしたいと思います。

山崎政府参考人 お答えいたします。

地方におきます公文書館の実態でございますけれども、現在、51館に上っております。都道府県が30、政令指定都市が7、それ以外の市町村が14というふうになっております。

我々、地方公文書館の予算についてもいろいろ調査をしているところでございますけれども、なかなか平均という形でお示しするのは難しいのでございますけれども、例えば都道府県の公文書館につきましては、大体600万円のものから、多いところでは5億9千万円となっております。ちなみに、茨城県の歴史館におきましては約5億7千万と、全国で二番目でございます。

また、政令指定都市の公文書館の予算につきましては、大体700万から9千万、このようにならつきがあるのが実態でございます。

大島委員 きょうは総務省の岡本自治行政局長もおいででございますから、参考資料としてお渡しした文書があるんですが、国の方はかなりきちっとしているんですが、自治体はどうかというと、なかなか手に入らなかったんです。たまたま茨城県の歴史館のものが手に入りましたけれども、自治体の現状について今どういう状況にあるのか、改めて岡本自治行政局長にお伺いしたいと思います。

岡本政府参考人 今、内閣府の方から御答弁ございましたように、公文書館の整備につきましては、法律に基づきまして、それぞれの県、政令市等で取り組み

をいただいておりますが、特に私ども意を用いておりますのは、この平成の大合併におきまして、市町村の合併が起こります際に、重要な公文書等が特に散逸するおそれというものも非常に高いものでございますから、合併が進んでおります平成14年、17年、18年の三回におきまして、公文書の適切な保存について要請をしております。

また、その際に、保存のスペースでありますとか、データのデジタル化を図る、あるいは、場合によっては公文書館の整備をしたいという市町村もございまして、こういう中で、それに対しましては、合併の補助金でございましてか合併特例債といったものを使って対応していただいているところでございまして、またそういうものの徹底も図ってまいりたいと思っております。

合併市町村を初めといたしまして、全国の地方団体の中で公文書の適切な保存というものが図られますように、私ども意を用いてまいりたいというふうに考えております。

大島委員 これでは質問を終わりますが、公文書というのは税金でつくっているわけですから、すべて国民のものなんです。それを、単に、これは廃棄していいとか、これは保存すべきだという基準が、どうも私が見ているとはっきりしていないんです。ここのところが問題なんだろうと思います。

今度また改めて御質問しますが、上川大臣におかれましては、思いのたけと、そしてそういうものに目配りして、自治体を歩いてもらいたいんです。そして、役場でどうなんですかと聞いて、実態に即した形で手を入れていく、ぜひそれもお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

(衆議院会議録議事情報より抜粋)

8) 上川公文書管理担当大臣に対する

松井孝治議員の質疑

(参議院内閣委員会 平成20年3月25日(火))

松井孝治君 おはようございます。民主党の松井孝治でございます。

(略)

上川大臣に公文書館の関係の御質問をさせていただきたいと思っております。

福田総理が国立公文書館をしっかり充実させていくんだという姿勢を示されたということは、私は非常に結構なことだと考えております。上川大臣は所信の中で公文書管理担当大臣として、歴史的事実の正確な記録は国民の貴重な共有財産、そういうふうにおっしゃっ

ています。そして、歴史的公文書の保存体制の確立に全力で取り組むというふうにおっしゃっているわけでございます。

その意味で伺いたいんですが、私も公文書館の方においでをいただきまして、こういうパンフレットをいただいて、内容の説明を受けさせていただきました。そうしますと、全体で職員の方が42名。これ、諸外国の公文書館を比較しますと、アメリカが有名で2500人、イギリスが580人、フランスが460人、オーストラリアが450人、韓国は、数年前まで百四、五十名ぐらいだったのをこの数年で約倍増されて300名規模のスタッフを抱えておられると。日本は42名ということで、明らかに日本の公文書館というのは見劣りがするわけですね。

そこで、今日、政府参考人にもおいでをいただいておりますので、もしあれでしたら政府参考人から御答弁いただきたいんですが、この公文書館は、どれだけの資料点数を今所蔵しているのか、そして、そのうち明治以前の資料はどれくらいあるのか、それをお答えいただきたいと思うんです。

政府参考人(山崎日出男君) お答えいたします。

国立公文書館におきまして、現在、明治時代以降に作成された公文書等につきまして約63万冊保有してございます。また、江戸時代以前に作成されました古文書、これは約48万冊ということになって、合計111万冊を所蔵している次第でございます。

松井孝治君 ありがとうございます。

それで、じゃ例えば江戸時代以前の、まあ漢籍なども多いと思いますし、万葉仮名による文書なども多いと思いますが、そういったものを実際読める方、古書、古文書を読める方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

政府参考人(山崎日出男君) お答えいたします。

公文書館の職員は42名となっております。そこで具体的に古文書、そういう漢籍等を読めるとなりますと、一けたぐらいになるかと思っております。

松井孝治君 いや、一けたじゃなくて二人でしょう。

私、事前に聞いたのは、二人だと聞いています。

政府参考人(山崎日出男君) 先生御指摘のとおり二名でございます。

松井孝治君 正直にお答えいただきたいと思うんです。今、体制整っていないことは皆さんの責任ではなくて政府全体の問題ですからね。

私がこういうことをなぜ伺っているかということ、今日、外務省から中山政務官もおいでいただいておりますが、例えば日中とか日韓で共同歴史研究ってやっているんです。それで、当然のことながら、近現代の、ま

あ明治以降のいろんな不幸な歴史についての共同研究、あるいは教科書の記述についての共同研究というものもやっているわけですが、その中で分科会が幾つかありまして、やっぱり古代史の研究あるいは中世の研究、要するに、余り歴史上正確な資料がたくさんあるとは言えないようなものについて、しっかり、例えば中国あるいは朝鮮半島から日本にどういう方々が来られたのか、どういうやり取りがあったのかということの研究していこうということは、これは政府間で共同研究やっているんですね。ところが、そういった資料が今の国立公文書館に比較的少ないんですね。少ないどころか、資料を集める体制も不十分ですし、また、それを分析したり、研究する体制が国としてほとんど整っていない、それが現状なわけです。

そこで、外務省の中山政務官、お見えでございますので、外務省としては、日韓の歴史共同研究、日中の歴史共同研究をやっている、今、日韓の共同研究が第二ステージに入っているというふうに伺っていますけれども、こういう歴史文書、要するに、韓国は公文書館をもう倍増して、すごい勢いで、まあ最近のいろんなブームもあるらしいんですが、韓国サイドから見たときの韓国と日本の関係も含めた東アジアの歴史を、研究を進めているというふうに伺っています。

ところが、共同研究、日本はやっていますし、日本の学者さんは入っていますけれども、肝心のいろんな歴史的資料は、しっかり保存、収集、分析されていないという現状にある中で、本当に、まあイコールフティングと言うとあれですけども、我が国が我が国の歴史をきちんと評価をし、研究し、その上で共同研究できているんならいいんですけども、その部分がいささかといいましょうか、全く不十分じゃないかと思うんですが、これは日韓の歴史共同研究なども担当しておられる外務省として、また政治家個人としての御意見もあれば、その御見識も含めて伺いたいと思います。

大臣政務官（中山泰秀君）松井先生、御指摘ありがとうございます。

まずは、大事な隣国であります中国及び韓国との関係強化というのは大変重要であるという認識に立っております。政府といたしましては、歴史に対する客観的認識を深め、国民間の相互理解を増進させるとの観点から、両国との間での歴史共同研究を進めていると、先生も御承知のとおりでございます。

歴史に関して実証的な研究を行うに当たっては、歴史資料の充実を図るというのも先生御指摘の当然のこ

とだと思えますし、それらが一般にも閲覧可能となるような公文書等の公開を進めることが重要であるというふうにも考えてございます。特に共同研究の場合においては、互いの国の資料にアクセスをしやすい環境整備ということをつくり上げるということも重要です。

こうした観点から、例えば日中歴史共同研究では、東京での会合の機会をとらえ、アジア歴史資料センター、防衛省防衛研究所の視察を通じて、我が国における歴史資料の在り方について中国側及び韓国側の委員の御理解も深くさせていただくことができました。

外務省としては、中国及び韓国との歴史共同研究が実りある成果を得られるように、松井先生御指摘の点も踏まえながら、引き続き歴史共同研究が円滑に実施されるよう環境整備を努めていくという考えでございます。

また、先生から、政治家個人の意見をもしあれば言えということでもございました。私かねてから、日本にはなくて欧米各国にあるものの中に、例えばFOIA、これはアメリカに、ザ・フリーダム・オブ・インフォメーション・アクトという法律がございます。これは、年限を切って、公開すべき情報若しくは永久に公開しない情報というのをうまく種別をし、情報公開という国民の要求に対してこたえていくという法整備がなされている。イギリスの方に目を向ければシークレットローという法律もございます。

こういった、国家の本来の、防衛ですとか大切な部分に対して、本当にコアな情報は開示することできないものというのはあるかもしれないけれども、しかし、こういった歴史認識とか共同研究の、お互いにとって大切なインフラ、特に我が国固有の歴史的な問題に対して、その歴史の鏡を見せることができるための情報の共有性、開示性というものはしっかりと担保をしていかなきゃいけないということを私自身思っております。

そして、また同時に、アメリカを見ますと、外交の歴史ということに関しては、特に、例えば大統領図書館、そういったものの整備というものが、経緯として実際整備をされております。日本の場合、近代史の外交、つい先日の例えば総理の行われた外交どうなっているのかというのが、その総理がお辞めになられた後も確認をすることができないということも、これは欧米各国と比べてもまだまだ、外交のいわゆるアキレス腱を強くしていくということに対して果たして現状が資するのかどうか、個人的には私はそういうふうに考えてございます。

是非とも、松井先生の今回の御指摘をあえて踏まえさせていただいて、私も個人的に研究をし、また現在の政務官という立場の下、外務省の方々とも御相談をしながら、先生との共通の認識だと思しますので、日本の主体的な外交を展開する意味においても、しっかりとそれに資する情報基盤の整備に努めてまいりたい、かように考えてございます。

御指摘ありがとうございます。

松井孝治君 御丁寧な答弁ありがとうございます。

特に後段の認識は私も全く共通しておりまして、これは上川大臣にこの後御答弁を求めたいと思うんですけども、やっぱり、古代の文書でも、日本でいうと古事記なんかそうですが、これずっとずもれていて、本居宣長が発掘して研究して、大変な大研究を成し遂げたわけですね。語り部がいて、まあそれは、古事記の場合は神話の世界から入っているわけですが、そういう語り部が語った資料をきちんと保存をして、それにどれだけの客観性があったのかというのは後々の検証を加えていかなければいけないと思うんですが、そうした、特に外交などについては必ずほかの国、外交ですから相手方がある。そうすると、外国では外国版の歴史が語られていくわけですね。要するに、大統領なり首相が、当時の外交はこういう思惑でこういうことをやったんだというストーリーがつくられている。

日本側にストーリーがないということによって、ワンスайдでいろんな史実というものがつくられていくという部分があるわけで、そういう意味では、公文書館の機能ということに関して言うと、単に歴史的な資料とか文書を集めるということだけではなくて、より積極的に、外交当事者、例えば元総理大臣なら元総理大臣、元外務大臣なら元外務大臣が、その外交交渉に当たってどういうことで臨んだのか、どういう思惑であったのか、交渉経緯はどうであったのかと、そういうことを記録に残して後世に残すというようなことも含めて、私は、公文書館のひょっとしたらこれは所掌を少し広げるということになるかもしれませんが、その部分について強化をしていただきたい。

そして、特に中世とか古代とか、やはりはっきりしないそれこそ神話の世界と言われているようなものについて共同研究が行われたときに、日本側だけが研究が進まなくて、そしてどんどん別の国主導で一つの歴史観が固められていくということがないように、これは是非、そういった過去の、明治以降の歴史的な資料もそうですが、それ以前の中世、古代の資料、あるいはそれをきちんと読み解けて、そして分析できる、研究

できる研究者の育成ということも含めて、上川大臣に今後の公文書館の機能の強化について御答弁をいただきたいと思います。

国務大臣（上川陽子君）国立公文書館の使命ということで松井委員から御指摘をいただきましたけれども、歴史というのも大変さかのぼっていけばいろいろな時代がございますので、それぞれの時代において記録というものをしっかりと、公文書としての確にこれを把握をし、そして保存をし、そして利用に供していくということについては、今回任命をいただきました公文書管理担当大臣としての大きな職務だというふうに思っております。

従来から、所蔵資料の分類とか、あるいは目録の整備という形で大変きめ細かく地道に取り組んでいただいてきたところでございますし、またデジタルアーカイブ化という形での試みもしていただいているということでございます。そういう意味では、小さい組織ながら大変精力的に動いてきたというふうにも私自身思っているところでございます。

しかし、今お話がございましたとおり、諸外国と比べますと圧倒的に脆弱な体制で臨んでいるということございまして、この度の福田政権の中でのこのお取り組みというのはその部分を大きく前進させていくということの意思を出しているというふうに思っておりますので、この充実強化に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

去る12日でございますけれども、公文書管理の在り方等に関する有識者会議の初会合が開催されました。その折に、文書管理の今後の在り方、これは法制も含めましてでございますが、並びに国立公文書館制度そのものの拡充ということにつきまして、専門的な皆様から論点をしっかり明確をし、そしてその議論をお願いをしたところでございます。

今後、今御指摘いただきました点も含めまして、精力的に御議論をいただき、成果を上げてまいりたいという決意でございます。

松井孝治君 ありがとうございます。是非しっかりとお願いしたいと思います。

官房長官、一々答弁求めませんし、官房長官御不在のときに話をしておりましたんですが、公文書館、この機能、圧倒的に諸外国に比べて少なく、やはりこれは我が国が、例えば国史というものの研究というものももう長らく放棄されている。そういう中で、近現代史もそうですし、中世や古代の歴史研究、先ほどお話があったところでは漢籍が読める人は公文書館に二

人しかいない、そういう状況ではやっぱり歴史のバックボーンというものを国民的にシェアすることができない、そんな政府でいいのか。

いろんな行革とか独立行政法人改革、そんな議論があるのは分かっていますけれども、ここは私は福田総理の御見解に賛成でございまして、しっかりとやっぱりこういう公文書館のようなところは、場合によっては独立行政法人が適切かどうかということも含めて、むしろ国としてしっかりとした専門家を集めて研究を進めていただきたい。そのことを上川大臣それから官房長官にもお願いして、次の話題に移りたいと思います。

(以下略)

(参議院会議録情報より抜粋)

9) 上川公文書管理担当大臣に対する

有村治子議員の質疑

(参議院内閣委員会 平成20年3月25日(火))

有村治子君 ありがとうございます。自由民主党の有村治子でございます。

(略)

上川公文書管理担当大臣にお伺いをさせていただきます。私の好きなテレビ番組の一つに、NHK、「その時歴史が動いた」という番組がございます。なかなか見られないんですけども、アメリカの公文書管理の蓄積データ、またそのデータがなす国際社会への貢献度というのは半端じゃないかと、本当にもう度肝を抜かれるような、こんな資料があるんだということをびっくりさせられます。先だって、ホワイトハウスにおけるビル・クリントン元大統領の執務のときにヒラリー・クリントンが何をやってたかという詳細な情報が出てくる、ここまで公表するんだなというふうにびっくりいたしました。

一方、日本では、航海日誌が本来保管されるべき期間の間に破棄をされていたり、本来機密にすべき情報が簡単にコピーで出回って日米関係において深刻な信用失墜を招いたり、外国のインテリジェンスと通じてみたり、情報をどうとらえているんだというような、そんな問題が次から次へと出ています。情報は一体だれのものなのかという、根本から問うていかなきゃいけないというふうに思っています。

例えば、やはり報酬を得ている間に作られた文書、公務員の皆さんによる文書あるいは特別国家公務員である私たちが作っていた文書というのは、文を起こした本人のみならず、文字どおり、公益に資する公の知

的財産だという意識改革を上川大臣のリーダーシップの下、進めていただきたいと存じます。

機密情報であったとしても、これは木曜日の質問で展開をさせていただきますが、国民の歴史の評価に堪え得る意思決定をしてきたかどうかという観点で後世の資料公開によって厳しい審判が下ることがあるという緊張感の中で、私たちも今日の意味決定をしていかなければならないということで、すごく大事なことだと思っております。やはり作っている本人だけではなく、公の財産なんだという意味で、こういう意識を高めていただきたい。上川大臣の御所見を伺います。

国務大臣(上川陽子君) 委員御指摘のとおり、政府の活動やまた歴史的事実の正確な記録は国民の共有の財産であるというふうに思います。また、その記録を公文書として十全に保管、管理する、そして同時に広く国民の利用に供することということが国の責務であるというふうに思っております。

また、公文書は、今御指摘がありました、いろいろな意思決定に際しまして、過去から謙虚に教訓を学んで、そしてまた将来に対しての説明責任を果たすと、そういう意味でも大変大切な財産であるというふうに思っております。過去から、そして未来につないでいくという意味では、これは命をつなぐことと同じ意味を持つのではないかとさえ思っているものでございます。

公文書を作成する行政の方たち、いろいろな職員の方たちがその意識を持って取り組んでいく、仕事に対しても誇りを持って、そしてそれを記録にしっかり残していくということができるよう意識改革ということは、公文書のこの問題に対しての大前提の議論になるかというふうに思っております。

12日には公文書管理の在り方等に関する有識者会議が、初めての会議が開催されまして、そして、新たな文書管理法の在り方を含みます、国の機関における文書の作成から、そして国立公文書館への移管、廃棄までを視野に入れました文書管理の今後の在り方、また国立公文書館の制度の拡充等につきまして専門家の専門的なお立場からの議論を開始したところでございます。

ただいま委員から御指摘いただいた点も含めまして、公文書が国民の共有財産であるという意識をしっかりと持ちながら、各職員に対してもその気持ちを醸成していくような取組にも全力で尽くしてまいりたいというふうに思っております。

(参議院会議録情報より抜粋)

10) 上川公文書管理担当大臣に対する

西村智奈美議員の質疑

(衆議院内閣委員会 平成20年3月26日(水))

西村(智)委員 民主党の西村智奈美でございます。
(略)

上川大臣に公文書管理について伺いたいと思います。

先日、閣僚懇談会の中で、大臣が、公文書管理の在り方等に関する有識者会議を開催するというふうに関言をされて、いよいよこれは進むのかなというふうに関私は大変期待をしているところなんですけれども、大臣御存じのとおり、今、日本の公文書管理、行政文書と私は言わせていただきたいと思いますけれども、行政文書の管理は極めてお粗末な状況にあります。

お粗末というのは、主観的に、例えば私たちが質問するときに役所の方々にこういう資料を出してくださいと依頼するんですけれども、それはありませんとか、つくってありません、出せませんというようなことで、はね返されるということはしばしばありますし、ここ数カ月の記憶をたどってみても、防衛省の航海日誌が捨てられていたとか、年金の記録管理がずさんだったとか、肝炎の患者のリストが、ないと言っていたのがあって、次々とぼろぼろと出てくるとかというような、本当にずさんなこともありました。

これは、海外との比較で見ても非常に乏しいということは御承知のとおりでありますけれども、この前、増田大臣からも御答弁いただいたんですが、行政文書の保管と管理それから公開というのは、これは民主主義の本当に基礎の基礎でありますから、そこはやはり政府としてもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思うんです。

私が行政文書の問題に関して大事だなと思っている視点は四つあるんですけれども、一つは、適切な行政文書が管理されているのか、保管されているのかどうかという問題。そして、その適切な行政文書が公文書館にきれいに移管されているのかどうかという問題。三つ目が、そもそもそういう文書が適切に作成されているのかどうかという問題。四つ目に、そういったその一連の作業の最中で政府の恣意性がいかに排除されるかという問題だと思っているんです。それぞれのその視点を私は持ち、ぜひ政府にもその点に留意していただいて、今後の有識者会議などを進めていっていただきたいと思うんです。

まず、総務省の方に来ていただいておりますが、先日私は総務委員会で、増田大臣、行政局長に質問させていただきました。市町村合併に伴って、市町村が大

量に文書を廃棄しているのではないかと、廃棄するのではないかと、そういう懸念があったことで、自治行政局長の方から三度にわたって、そんなむやみやたらに捨てないでください、そういう通知が出されたようなんですけれども、その後の、要するに、市町村の文書の取り扱いを総務省はどのようなふうに関把握をしておられますか。

門山政府参考人 お答えいたします。

総務省では、ただいま御指摘ございましたように、これまで、市町村合併に伴いまして旧市町村の公文書などが散逸したり、あるいは安易に廃棄される、こういったことがないようにということで、平成14年、17年、それから18年、三回にわたりまして公文書などの適切な保存について文書により要請をしたところでございます。大部分の合併市町村におきましては、例えば、書庫などの保存スペースを確保する、そして管理するといったような形で、公文書の散逸防止に取り組んでいるということと認識いたしております。

今後とも、きちっと適切な保存をしていただくということについては徹底していきたいというふうに関考えているところでございます。

西村(智)委員 私は、その後どのようなふうに関把握をされたのかと質問をしたのです。

適切に行ってくれているものと思っておりますは答弁になりません。捨てたか捨てないかをどうやって確認しているのですか。

門山政府参考人 公文書の保存、管理につきましては、やはり各市町村におきまして、その公文書の適切な管理というものの重要性をきちっと認識していただきまして、それぞれの責任において適切に対処していただく、こういうことでなされるべき問題だというふうに関考えておりまして、総務省としても、さまざまな機会にそういったことを周知していくということを行っているわけでございます。

西村(智)委員 それでは、上川大臣にお伺いをいたします。

今、行政文書の管理は、行政情報公開法に基づいて、各府省がそれぞれで文書管理のための規則をつくって、それぞれの府省の中に行政文書管理責任者を置いて、その人が責任を持ってやる、そういうことになっております。内閣府の方でそれを統括していくということになるわけなんですけれども、現実には、はっきり言ってしまうえば各府省にお任せというスタイルになっております。

そこで、上川大臣は、3月11日にこのように発言を

されておられます。今後、有識者会議において文書の保存、移管、廃棄のあり方の議論を進めることとしておりますので、当分の間は、保有する行政文書の廃棄を一たん中止していただきますようお願いいたしますというふうに発言をされておられますけれども、廃棄したかしないか、先ほど総務省の方は、市町村に対してお願いをしました、それぞれやっってもらっていると思っておりますというような答弁でした。あとはもうそれぞれの責任でやっってもらっているんだということで、言ってしまうと、通知、要請してしまえばもうそれでおしまいということに今の仕組みではならざるを得ないわけです。

大臣は、この御発言、一たん中止していただきますようお願いいたしますと御発言なさった、その中身をどう担保されるのでしょうか。本当に廃棄したのかしないのかということを確認する方法はそもそもあるのでしょうか。

上川国務大臣 11日の閣僚懇談会におきまして、12日に公文書管理の在り方等に関する有識者会議を開催するという事について御報告をすると同時に、今先生がお読みになりました、当面の間、廃棄を中止していただきたいという旨の発言をいたしましたところでございます。

行政文書のあり方につきまして、作成から始まりまして、保存、また廃棄というところの一連のライフサイクルについてのあり方をこれから有識者懇談会において検討していくということでございますので、そうした検討結果が出るまでの間、今ある仕組みの中でやられていることにつきましては、当面の間ということで、中止をしていただくお願いをしたところでございます。

今回、各府省の最終責任者であります各閣僚に対しまして、トップの責任でこの依頼に対して責任を持って取り組んでいただくということを閣僚懇談会の中で発言したものでございますので、そうした趣旨を十分に御理解いただきまして、適切に対応していただけるものというふうに思っております。

また、先生が御指摘になりましたフォロー、担保をどうするかということでございますけれども、責任を持って各府省がやっていただくということでございますが、私といたしましては、今、現場の方にも視察等で行かせていただいているところでございまして、必要に応じて十分な現場を見させていただきながら、この私のお願いに対しての取り組みについての現場の対応ということも、きめ細かく現状を把握してまいり

たいというふうに思っております。

西村(智)委員 それは普通の組織として考えれば、トップの責任で大臣が号令をかければ役所の内部がそのとおりになると善意で考えたいんですけども、しかし、この国は大臣に資料を隠すような国でございますので、そういった善意だけでは本当にやっていけないのではないかと思っております。

これは何も私は主観的に物を申しているのではなくて、各国の公文書管理というのは、常にやはり行政の無謬性を前提にしていけないという世界の中で運用しているわけなんです。しかし、今の日本のやり方はそうじゃない。行政は悪いことをしませんということを前提にして、そこに任せるというやり方でやっていることがそもそもの問題だと思うんですね。大臣はこの点、どんなふうにお考えでしょうか。

つまり、今の公文書管理のあり方、それは作成から移管まで含めて、そしてまた公開も、公文書館に移管された文書が公開されるというところまで含めて、この一連の取り扱いについて今のシステムでよろしいか、十分かどうか、どういうふうに大臣は今のシステムをとらえていらっしゃるのでしょうか。

上川国務大臣 今回、福田総理からの大変強い御指示がございまして、担当大臣としてこの問題に取り組むようにということで御指示をいただきました。その問題意識は、現状の、作成からまた保管、保存ということで、公文書を国民の皆さんの共有の財産として積極的に国の責任で保存していくということについての一連の取り組みについては、十分ではない、そういう問題意識のもとで、今回改めてこうした担当大臣を任命されたというふうに私は思っているところでございます。

先ほど委員の方からも御指摘がありました。さまざまさんな文書管理というお話もございましたし、信頼をして行政をしていただきながら、そしてその意思決定に対してしっかりと説明責任を果たしていくというためにも、作成からの一連のライフサイクルにおいてしっかりと対応していただくための制度づくりということにつきましては、今回大きな論点の一つであるというふうに思っております。

そういう意味で、この懇談会、有識者の皆様の専門的な御視点で、これまでも取り組んでいらっしゃる方ばかりでございますので、最終的な結果が出るように、精力的な議論を積み上げてまいりたいというふうに思っております。

西村(智)委員 諸外国では、公文書館が非常に充

実をされております。日本では、例えば一例ですけれども、内閣府所管の公文書管理に関する職員が42人であるのに対して、例えばアメリカは2500人、所蔵の書架も、日本が49キロメートルに対してアメリカは930キロメートル。現用記録の管理についても、公文書館長が責任を負って指導を行っていたり、公文書の廃棄に当たっては国立公文書館の長官の承認が必要だと。つまり、これをそっくりそのまま日本に当てはめていえば、文書を捨てるか捨てないかというのは公文書館長が判断する。それは捨ててもいいですよとか、捨てないでというような判断をする。

あるいはほかの国でも、国立公文書館が監督をして各府省が保存すべき公文書の選別を行うというふうに行っていて、各府省にお任せをしているという国は、先進国の中では、私が見ている範囲では日本だけだと思うんですね。大臣はこの点についてどういうふうにお考えですか。

つまり、なぜ何うかといいますと、これから有識者会議というのをリードするのは上川大臣であられるわけです。ここは、変な話、各府省を、行革担当大臣ほどでないにしても、一定程度敵に回すというようなことにもなってくるのではないかと。そこで、大臣の強い決意もぜひ聞かせていただきたいと思って質問をしているんですけども、大臣は、今各府省に行政文書の管理が任せられているということ、これをどんなふうと考えていらっしゃるんですか。

上川国務大臣 現行の制度におきましては、先生がおっしゃったとおり、内閣総理大臣が国の機関と合意により移管を受けた歴史的公文書等につきまして国立公文書館に移管する、こういう仕組みになっております。

そのゆえに、さまざまな現場での判断というところの余地が非常に大きいということでございますので、御指摘いただいたような各国の事例等も十分に調査をしているところでございますが、そういうことも踏まえて、専門家の皆さんの議論も深めていただきながら、大切な文書はしっかりと残していくということを担保できるような制度設計というものをつくり上げていくということを、私自身、課題として取り組んでまいりたいと思っております。

西村（智）委員 今大臣は、それぞれの政府と公文書館との協議でというふうにおっしゃいましたけれども、これは移管についてなんですよね。移管について過去そういうふうにしてきたということですが、文書の作成とか保管については、これはそれぞれの府省で

つくっている規則にのっとってその担当責任者がやっているということですから、そもそもそのところを何とかすべきではありませんか。

上川国務大臣 今、移管のところということで御指摘がありましたので、今のようなことを申し上げたところでございますが、作成から省内での行政文書の保管、そして移管の手続、さらには廃棄また保存という一連の文書のライフサイクルということについては、これは徹底的に現状を見直ししながら、問題点も洗いながら、しっかりと残しておくことができるように、また作成の時点でも、大切な意思決定のさまざまな節目の中で記録がしっかりと残すことができるようにということを十分に考慮した仕組みづくりということで考えているところでございます。

先ほどは移管ということの御質問でしたので、その旨だけお話をいたしました。一連の流れということ、全体像を見ながらということを取り組んでまいりたいというふうに思っております。

西村（智）委員 最後に一点、大臣、外交文書について、これもぜひ有識者会議の中で前向きな検討をしていただきたいと思っております。

自国の外交政策について自国民が知ることができないというのは、これはやはりおかしいと思っておりますので、この点もしっかり前に進めていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

上川国務大臣 外交文書につきましては、平成13年の閣議決定に基づきまして、ただいまのところ外交史料館に移管されているところでございます。

このことも含めまして、現状を十分に精査しながら、有識者会議におきまして専門的な視点からの御議論をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

西村（智）委員 時間になりましたので、終わります。ありがとうございました。

（衆議院会議録議事情報より抜粋）

*アーカイブズ第30号に2件国会質疑が掲載されています。